

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美 様

平成30年12月

6月26日付お問い合わせいただいた件につきまして

標題件につきまして、別添のとおり回答申し上げます。
ご査収の程、よろしくお願いたします。

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室
03-3501-1748

一 託送料金の規定等について

現行の託送料金に関する電気事業法の規定は、2000年に電力小売を部分的に自由化した際に設けられましたが、これは、1999年1月に取りまとめられた「総合資源エネルギー調査会電気事業審議会基本政策部会報告」において、お示ししている考え方が示されており、その上で、一般送配電事業者の託送供給約款の認可については、電気事業法第18条において定められております。今般、賠償の備えの不足分について議論を行った審議会は「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会」のことを指しております。

二、三 賠償負担金について

賠償の備えの不足分については、すでにお答えしているとおり、自由化の進展に伴って新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえ、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。このことは、審議会における議論の結果、結論に至ったものです。御提示の記事の内容について、弊庁として見解をお答えすることは控えさせていただきます。

御指摘の2017年1月10日毎日新聞の報道に関して、報道にあるような要望については承知しておりません。

御指摘の規定は、一般送配電事業者が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第3条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給約款で設定する料金を算定することができる旨を定めたものであり、賠償の備えの不足分の総額のうち、託送制度を利用して回収を行うものとしてお示ししている約2.4兆円という額を変動させる趣旨のものではありません。

四、五 廃炉円滑化負担金について

中部電力の会計処理について、当省がその事象逐一についてお答えする立場にはございませんが、御指摘の「廃止措置費」については、原子力発電施設解体引当金に関する省令（以下、解体引当金省令）に基づき、当時経済産業大臣の承認を得た総見積額であると承知しております。浜岡原子力発電所1、2号機の廃止に伴って生じた特別損失については、同社の判断において行われた会計処理と認識しております。当該特別損失額については、関係制度における規定上、廃炉円滑化負担金の対象外となっております。

九州電力を含め、原子力事業者が廃炉円滑化負担金を接続供給によって回収しようとするときは、電気事業法施行規則に基づき、経済産業大臣の承認を受けることとしており、その際に当該事業者は、廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類等を提出することとしており、当該額は、申請時点での簿価等を想定しております。また、資産除去債務については、一般的な会計基準である「資産除去債務に関する会計基準」にしたがい、各事業者の責任において計上しているものと承知しております。

日本原電の解体引当金について、積み立てた解体引当金の取崩しについては、解体引当金省令に基づき、特定原子力発電施設ごとに、解体に要する費用の額を支出した毎事業年度において、当該事業年度において支出した金額に相当する金額を取り崩さなければならない、と規定しており、当該規定に基づき、取り崩されたものと承知しております。すでにお答えしたとおり、いわ

ゆる負債性引当金は、一般的な会計原則によって、現金の保有を求められるものではないと承知しております。東海発電所と敦賀発電所1号機の廃止措置に必要な資金については、日本原電において対応することが重要と認識しております。なお、日本原電が廃炉円滑化負担金を回収しようとする場合、他の原子力発電事業者と同様、電気事業法施行規則に基づき、経済産業大臣の承認を受けることとしており、その際に、廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類等を提出することとしており、当該額は、申請時点での簿価等を想定しております。

政府の発電コスト検証(2015年)においてモデルプラント方式により試算している原子力の発電コストに、JAEAが行っている廃止措置の研究開発費用も含まれております。また、もんじゅや東海再処理施設の廃止に要する費用について、廃炉円滑化負担金の対象とはなっておりません。

廃炉会計制度の継続に必要な費用に関して託送料金の仕組みを利用する措置については、上述の「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会」において、議論を行ったものです。なお、その総額については、各原子炉の廃止の時期等によっても左右されるものであり、予断を持ってお答えすることが困難です。

六、七、十、十一 託送料金について

電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費を託送料金の原価とすることについては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の「第二章 原価等の算定等」において、規定しております。賠償負担金及び廃炉円滑化負担金については、電気事業法に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業省令第七十七号)において、必要な措置を講じております。また、託送料金については、電気事業法第19条に基づき、経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、認可を受けた料金その他の供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができると等を定めており、託送料金の適正性について、事後的に評価を行う仕組みとしております。

八、九 放射性廃棄物の処理、福島第一原発について

低レベル放射性廃棄物の処理に係る費用は、解体引当金省令に規定する総見積額に含まれており、現時点で得られる知見等に基づき、合理的な金額が見積もられております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分費用については、平成29年度において約3.8兆円と算定しており、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、原子力事業者が事業に必要な費用を負担しております。これまでに要した費用は、原子力発電環境整備機構の決算として公表しております。また、当該費用は、廃炉円滑化負担金の対象となっておりません。なお、当該費用は、政府の発電コスト検証(2015年)においてモデルプラント方式により試算している原子力の発電コストに含まれております。

放射性廃棄物の処理を含め、各原子炉の廃止措置の工程等については、各事業者が作成する廃止措置計画において定められるものと認識しており、すでにお答えしたとおり、放射性廃棄物の処理は、原子力事業者が取り組んでいくものです。

御指摘の再処理等事業費につきましては、再処理等拠出金法に基づき設立された使用済燃料再処理機構において、経済、金融、法律、会計等の専門家である外部有識者が参画する運営委員会の議論をふまえ精査されたものであります。再処理等事業費に関して、使用済燃料再処理等既発

電費以外の費用を託送料金で回収することは、現時点で検討しておりません。なお、使用済燃料再処理等既発電費について託送料金でこれまで回収したのは約1兆円であります。

福島第一原発の廃炉に要する資金の見通しについては、平成28年10月より開催した「東京電力改革・1F問題委員会」において、考え方をお示ししております。福島第一原発の廃炉に要する資金については、炉の設置者である東京電力が、経営合理化等によって捻出していくこととしております。すでにお答えしたとおり、福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業であり、現時点では、政府として、廃炉に要する資金を具体的かつ合理的に見積もることは困難ですが、他方、約8兆円という試算は、廃炉に要する資金として有識者のヒアリング結果等をもとに算出された金額として示されたものであり、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものと承知しております。

十二 原発のコストについて

政府の発電コスト検証(2015年)において採用しているモデルプラント方式は、新設プラントの建設から廃棄までのライフサイクル全体を評価するものであり、将来稼働を開始するプラントの発電コストを評価するのに適した方法として、OECDなどの国際機関においても採用されている試算方法です。また、試算方法のみならず、稼働率や運転年数、出力規模(kW)の前提条件についても、電源ごとに国内の稼働実績やOECDなどの国際機関で活用されている数値を参照した上で、専門家のワーキンググループにおいて丁寧な検討が行われて決まったものです。なお、算定の考え方等については、「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」(平成27年5月発電コスト検証ワーキンググループ)に記載しておりますので、ご参照ください。